

国家公安委員会告示第六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第三十六条の二第二項の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件（平成十一年国家公安委員会告示第四号）の一部を改正し、平成十四年四月一日から施行することとしたので、告示する。

平成十四年三月二十六日

国家公安委員会委員長 村井 仁

題名中「店舗型風俗特殊営業」の下に「又は店舗型電話異性紹介営業」を加える。

「店舗型風俗特殊営業」の下に「又は店舗型電話異性紹介営業」を加える。